

## 教育に関する国の主な動き

年月	項目等
H18年12月	<p data-bbox="288 338 703 376">○教育基本法の全面的な改正</p> <div data-bbox="300 394 1458 824" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="320 405 1437 472">昭和22年に制定された教育基本法が、その後の社会情勢等の変化に対応するため、60年ぶりに全面改定された。</p> <p data-bbox="320 517 488 551">(改正の背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="320 555 1418 622">◇社会: 科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下など</li> <li data-bbox="320 629 1083 663">◇家庭: 教育力の低下、育児に悩みや不安を持つ親の増加など</li> <li data-bbox="320 669 1142 703">◇学校: いじめ・校内暴力などの問題行動、質の高い教員の確保など</li> <li data-bbox="320 710 1219 743">◇地域: 教育力の低下、連帯感の希薄化、安全・安心の確保の必要性など</li> <li data-bbox="320 750 1418 784">◇子ども: 基本的な生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下や学力低下傾向、体力の低下、社会性</li> </ul> </div> <div data-bbox="810 831 943 891" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="300 898 1458 1025" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="320 909 1426 976">「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念が明示された。</p> </div> <div data-bbox="810 1032 943 1093" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="300 1099 1458 2114" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="320 1111 395 1144">(概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="320 1149 533 1182">1. 目指すべきもの           <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="320 1189 1203 1223">① 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間</li> <li data-bbox="320 1229 1102 1263">② 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民</li> <li data-bbox="320 1270 1034 1303">③ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人</li> </ol> </li> <li data-bbox="320 1339 1426 1440">2. 教育を実施する際に基本となる事項でこれまでも定められていた「義務教育」、「学校教育」、「社会教育」などの規定を見直すとともに、新たに「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などの項目についても規定された           <div data-bbox="320 1473 1445 1928" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="336 1485 459 1518">(家庭教育)</p> <p data-bbox="336 1525 1406 1581">第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="336 1588 1414 1644">2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="336 1677 504 1711">(幼児期の教育)</p> <p data-bbox="336 1718 1422 1796">第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p> <p data-bbox="336 1830 831 1863">(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)</p> <p data-bbox="336 1870 1430 1904">第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、</p> </div> </li> <li data-bbox="320 2018 1386 2096">3. 教育振興基本計画の策定について国の義務、地方公共団体の努力義務が規定されたなど</li> </ol> </div>

年月	項 目 等
H19年 6 月	<p><b>○学校教育法の改正</b></p> <p>1. 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し等を行った</p> <p>(義務教育の目標を新規に規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度</li> <li>・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度</li> <li>・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度 ほか</li> </ul> <p>(確かな学力を育むに当たって重視すべき点の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的な知識及び技能の習得</li> <li>・これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成</li> <li>・主体的に学習に取り組む態度を養うこと</li> </ul> <p>2. 副校長、主幹教諭等の新たな職の設置を規定</p> <p><b>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正</b></p> <p>1. 教育委員会の責任体制の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の活動を自己点検評価し、報告書を議会に提出のうえ、公表。など</li> </ul> <p>2. 教育委員会の体制充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教委へ指導主事を配置する努力義務を規定。</li> <li>・教育委員に保護者の選任を義務化 など</li> </ul> <p><b>○教育職員免許法の改正</b></p> <p>1. 教員免許更新制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員免許に10年間の有効期間を設ける</li> <li>・更新講習を修了した者等について、免許状の有効期間を更新する など</li> </ul>
H20年 7 月	<p><b>○「教育振興基本計画」閣議決定</b></p> <p>20年4月中央教育審議会答申「教育振興基本計画について」を受け、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間(H20～H24)に取り組むべき施策を計画的に推進するため作成</p> <p>1. 社会全体で教育の向上に取り組む</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる</li> <li>② 家庭の教育力の向上 ほか</li> </ol> <p>2. 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 確かな学力を身につけた子どもを育成</li> <li>② 規範意識、生命の尊重、他者への思いやりを培う、法やルールを遵守し適切に行動できる人間を育成 ほか</li> </ol> <p>3. 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える(大学に関する記述)</p> <p>4. 子ども達の安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する</p>

年月	項 目 等
H21年 4 月	○新学習指導要領の全面实施（幼稚園）
H22年 4 月	○公立高等学校の無償化開始 ・公立高等学校の授業料を無償化、私立高等学校等の授業料について一定額を助成
H23年 4 月	○新学習指導要領の全面实施（小学校） <div data-bbox="300 533 1461 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる力の育成、確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成</li> <li>・国語・社会・算数・理科・体育の授業時数の増(標準授業時数6年間で5,367⇒5,645 5.2%増)</li> <li>・5・6年生における外国語活動 など</li> </ul> </div> ○義務標準法の改正 ・公立小学校1年生学級編制標準：40人→35人
H23年 8 月	○スポーツ基本法の制定 ・国におけるスポーツ基本計画の策定義務、地方公共団体における地方スポーツ推進計画の策定努力義務を規定
H24年 4 月	○新学習指導要領の全面实施（中学校） <div data-bbox="300 1149 1461 1339" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる力の育成、確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成</li> <li>・国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数の増 (標準授業時数3年間で2,940⇒3,045 3.6%増)</li> <li>・武道を必修化 など</li> </ul> </div>
H25年2月	○教育再生実行会議第一次提言「いじめの問題等への対応について」 <div data-bbox="300 1503 1461 2007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 心と体の調和のとれた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う</li> <li>2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定 (6月に議員立法により「いじめ防止対策推進法」が成立)</li> <li>3. 学校、家庭、地域全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任ある体制を築く</li> <li>4. いじめられている子どもを守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う</li> <li>5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し成長を促す部活動指導ガイドラインの策定 (文科省が5月に「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」を作成・公表)</li> </ol> </div>

年月	項目等
H25年4月	<p><b>○新学習指導要領の全面実施（高等学校は年次進行）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる力の育成、確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成</li> <li>・修得単位は現行と変わらず74単位以上</li> <li>・言語活動、外国語教育、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育などの充実など</li> </ul> </div> <p><b>○教育再生実行会議第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長が任免を行う教育長が地方教育行政の責任者</li> <li>・教育委員会は、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育行政のチェックを行う</li> </ul> </li> <li>2. 国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う</li> <li>3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映させる (現在中央教育審議会で審議中)</li> </ol> </div>
H25年5月	<p><b>○教育再生実行会議第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係分のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の英語教育の抜本的拡充</li> <li>・英語教員養成(TOEFL iBT80程度以上を目指す)</li> <li>・小、中学校段階から理数教育の強化を図る</li> </ul> </div>
H25年6月	<p><b>○いじめ防止対策推進法成立</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国及び学校は、「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定する (地方公共団体は努力義務)</li> <li>2. 学校は、いじめ防止等のために、教員・心理・福祉等の専門家等による組織を設置する</li> <li>3. 学校等は①道徳教育の充実②早期発見のための措置③相談体制の整備④インターネットを通じて行われるいじめの対策等を行う など</li> </ol> </div> <p><b>○第2期教育振興基本計画閣議決定</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1期計画期間の施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、今後5カ年の計画を策定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会を生き抜く力の養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。</li> </ul> </li> <li>2. 未来に飛躍する人材の養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成</li> </ul> </li> <li>3. 学びのセーフティーネットの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲ある全ての者への学習機会の確保</li> <li>・安全・安心な教育研究環境の確保</li> </ul> </li> <li>4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・互助・共助による活力あるコミュニティの形成</li> </ul> </li> </ol> </div>